



消滅時効について

法テラス八雲法律事務所 弁護士 坪井 清隆
(函館弁護士会所属)



■消滅時効とはどんな制度？

時効とは、一定期間行使されなかった権利は、消滅してしまうという制度です。消滅時効の話が一番で出てくるのが、借金の問題です。今回は借金についてお話ししたいと思います。

■借金は何年で消滅するの？

借金は、原則は10年で消滅し、例外的に消費者金融などからの借金である場合は5年間で消滅します。どうして消費者金融などの場合短くなるかという点、消費者金融などの貸し付けについては、民法ではなく商法が適用されるからです。商法は商人などに適用される法律であり、私人間の場合より権利関係を早く確定させる必要があるため、5年という期間が設けられていると考えられています。

■5年たちさえすればいいの？

消滅時効には中断事由というものがあります。中断というのは、時効の期間がリセットされてしまうという制度です。裁判を起こされたり、差し押さえをされたりすると、時効の期間がリセットされてしまいます。単に口頭や郵便で払ってと請求しても、時効はリセットされません(時効の完成は6カ月猶予されます)。また、「払って」という請求に対して、「払います」と回答したり、実際に一部でも弁済すると、時効期間はリセットされます。「じゃあ、請求されても無視し続ければ、借金がなくなるのか」というと、必ずしもそういうわけでもなく、債権者としては裁判や差し押さえを行うという事になります。

■中断もなく5年たつたらどうすればいいの？

消滅時効の恩恵を受けるためには、「援用」、すなわち権利が消滅したとの主張をする必要があります。これをせずに債務の存在を認めたり、一部の支払いを行うと、消滅時効の恩恵を受けられなくなります。

■当事務所では、今紹介した各制度や手続に関する相談をはじめ各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-3366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-33383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

飲酒運転の根絶「一杯で 消える未来と 消せぬ罪」八雲警察署からのお願いです。
**忘年会シーズンを迎え、飲酒する機会も増えると思いますが、
飲酒運転は絶対にやめましょう。**

(1)飲酒運転は悪質な犯罪！

飲酒運転は、悲惨な交通事故を引き起こす悪質、危険な運転行為です。

お酒を飲むとわずかな量でも運転に大きな影響を及ぼし、重大事故を起こす可能性が高まります。

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」(平成27年12月1日施行)に基づき、道民一人一人が飲酒運転の根絶に向けて「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、地域全体で飲酒運転根絶の気運を高めましょう。

(2)飲酒運転は、運転者以外にも処罰の対象！

飲酒運転は、運転者だけではなく、周りの人にも重い処罰があることを知っていますか。

車を運転する恐れのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗すると、たとえお酒を飲んでいなくても処罰の対象になります。

(3)「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止！

ハンドルキーパー運動とは、仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けることです。

お酒を提供するお店の方は、「お客さんが車で来店していないか」、「車で来店している場合は、ハンドルキーパーは誰なのか」を確認して、飲酒運転を防止しましょう。

(4)飲酒運転情報の提供！

北海道警察では、悪質な飲酒運転を根絶する目的で、「飲酒運転ゼロボックス」を運用しています。「今まさに、飲酒運転をしそう！している！」などの情報を受付しています。

皆さんの周囲の人が飲酒運転による交通事故の被害に遭わないように、ぜひ飲酒運転に関する情報、または飲酒運転根絶に向けたアイデアをお寄せください。

ただし、すぐに対応が必要な場合は、110番通報をしてください。

【問い合わせ】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110